

〔翻 訳〕

ドイツ民主主義の没落^{〔*1〕}

フランツ・ノイマン

中道寿一(訳)

ドイツは、一度たりとも統一国家であったことがない——また、民主主義国家であったこともない。ドイツは、常に、分裂していた。ピエール・ピエノ(Pierre Vienot)は、『不確実なドイツ』という彼の著名な書物の中で、このことを啓発的な方法で以下のように書いている。

「ポツダムのドイツとワイマールのドイツの他に、工業国ドイツと農業国ドイツ、プロレタリアのドイツと有産階級のドイツ、カソリックのドイツとルター派のドイツ、連邦国家のドイツと帝国のドイツ、若いドイツと老いたドイツがあるが、なかでも、民主主義的なドイツと非民主主義的なドイツがある。」

この分裂は、宗教改革——この改革は、空間的にも、その根本思想の点において不完全であった——に端を発している。宗教改革は、ドイツ国民を解放せず、むしろ、ドイツ国民を教会の奴隷から君主の奴隷へ変えただけであった。なるほど、「絶対主義国家は宗教改革の息子であり後継者であった」し、「帝王神権説は、……戦闘的カソリシズムに対する自衛の武器であった⁽¹⁾」。「しかし、」絶対主義は、他の全ての国々において、統一国家を創出したが、ドイツではそうではなかった。他の全ての国々では、人民主権や国民の同意という観念が現われたのに対して、ドイツでは現われなかった。ドイツには一度もリベラルな中間層は存在しなかった。ブルジョアジーは、極めて早い時期に、君主や貴族と手を結んでいた。貴族が国内政治や外交に対する支配権、既存の軍隊に対す

る支配権を持っていたのに対して、ブルジョアジーは予備役将校を供給し、金銭を得る自由を持っていた。自由は、金銭のために裏切られたのである。

ドイツは、一度も、自由や民主主義という観念のために戦ったことはない。普通選挙権は、上から与えられた。民主主義は、1918年に、君主制の崩壊によって生まれた。

ドイツで支配的な哲学は、観念論哲学であった。その間、国家はヘーゲルの哲学を利用し、ブルジョアジーはその正当化〔の論理〕をカントに見い出した。まさしく、観念論哲学を乱用することは至極簡単なことであった。なぜなら、この哲学は、一方では、望まれるどのような具体的要求にも置き換えられるような超越的観念を許容し、他方では、抵抗権や革命権を否定しつつ、教養と財産のみが政治的権利を行使する基盤であると、宣言したからである。

本稿の主題は、以下の点にある。すなわち、国民社会主義革命は民主主義と社会進歩に対する独占企業と大土地所有者の反革命であるということ、この革命が成功したのは、ワイマール憲法の構造と実践がこの革命を促進したからであるということ、この革命は、民主主義の破壊を目ざしていたにもかかわらず、民主主義国家によって容認された反国家の創出に大きく依存していたということ、議会制民主主義の唯一の擁護者であった社会民主党とドイツ自由労働組合が弱体であったため、国民社会主義と戦いえなかったということ、そして、その弱点は、宿命であると同時に罪でもあったということ、これである。

I ワイマール憲法の主要観念

1918年の、いわゆる11月革命は、真の革命ではなく、むしろ君主制、ルーデンドルフ将軍の独裁、全プロイセン君主制支持勢力の崩壊にすぎなかった。しかし、こうした諸勢力が崩壊したまさにその時、復古の過程が始まったのである。

革命直後、グレーナー将軍とエーベルト（彼は社会主義の指導者であり、後、ライヒ大統領となった）との間に、共産主義を抑圧し、憲法議会を擁護する目

的をもって、一つの妥協がなされた。コスマン教授と社会主義系新聞の編集者との間で争われた訴訟において、グレーナー将軍が証言したとき、彼自身がこの事実を認め、さらに、エーベルトと直接電話で話をしたという事実をも認め^{(2)〔*2〕}めた。この妥協が必要であったか否か、この妥協が良かったか悪かったかという問題には、ここでは触れない。〔しかし、〕いずれにしろ、この妥協は、共和国形成において、後のどのような決定よりも重要であった。この妥協は、ドイツが民主主義的・社会主義的共和国になるべきか否かという大問題を、あらかじめ除外していた。〔なぜなら、〕軍部によって保障された共和国が進んで社会主義的・民主主義的諸要求を承認するなど考えられないことであったし、社会主義共和国が、旧軍部の残党や反動的で国民主義的の観念にとらわれていた義勇軍によって構成された軍隊の援助によって樹立されるなど考えられないことであった。

共和国形成の決定的な第二段階は、1918年11月の、労働組合と大企業との協定、すなわち、シュティンネス＝レギーエン協定であった。この協定において、雇用者側は、賃金と労働条件の規定に関して、労働組合に対等な地位を認めた。労働組合が単なる平等に満足した限りにおいて、労働組合は、労働者階級の無制限な支配の要求を放棄した。すなわち、社会主義を放棄したのである。

運命的な第三の決定は、ベルサイユ条約の受諾であった。おそらく、この受諾は必要であっただろう。しかし、ドイツにおけるその帰結は悲惨であった。戦争と敗戦に対して、社会民主党員に責任はなかったし、また、条約を拒否する制憲議会の少数派は、議会多数派の動機の真剣さを十分認識していた。にもかかわらず、社会民主党は平和条約とその結果に対して責任を取らなければならないという確信が存在していた。

1919年のドイツ憲法は、大陸の多くの憲法と同様に、2編から成り、第1編はライヒ組織を、第2編は国家の目的に関する憲法上の権利を取扱っている。ドイツは、自由と平等、治者と被治者との同一性を基盤に、民主主義国となった。統治に関するあらゆる種類の超越的正当化は廃棄され、内在的正当化〔の

論理]のみが残った。国家の機能は、立法・行政・司法に区分され、モンテスキューに従えば、ワイマール憲法は、「社会変動の主要なメカニズムとして立法を強調した」⁽³⁾のである。憲法内容によれば、政治権力は専ら議会に集中されることになるはずであった。議会が立法の独占権を持つことになり、レファレンダムとイニシアティブは、もはや重要ではなくなった。上院は第二院ではなくなった。なぜなら、上院は立法を阻止しえても、拒否権を持たなかったからである。

内閣は、議会に責任を負う、一種の議院内委員会であった。かくして、議会は、中央行政権力をも形成した。すなわち、議会は、大臣の〔議会に対する〕行政責任を楯にとり、ライヒ政府のあらゆる行為を規制することができた。そして、これと同じことは、各ラントにも当てはまった。ただ、司法行政のみが、議会の領域外にあり、法のみを服する独立した裁判官によって行使された。強力で発展した労働運動をもつ全ての産業民主主義においては、議会をいかにして国民につなぎとめるかが問題となる。ほとんど全ての社会的・経済的問題を国家が処理しなければならない全ての社会においては、いかにして議会がその任務を遂行するかが問題となる。

ワイマールには、この問題を解決しうる種々な勢力が存在していた。まず第一に、政党が存在していた。ドイツの政党は——一つの重要でない例外を除いて——世界観政党であった。すなわち、ドイツの政党は、一つの包括的イデオロギー（全体主義的哲学）に依拠していた。諸政党は、個人の全体を要求した。諸政党は、全体主義的政党であった。政党は、文字通り、揺り籠から墓場まで、党員の生活を支配した。青少年組織、スポーツ団体や合唱団、慈善事業団や看護組織、文学や芸術の予備組織、弁護士や医者や教師の組織、そして、——順序は最後であるが重要な——義勇軍が、党の傘下にあった。政党がこれ程大きな社会的意義を持つようになっているにもかかわらず、憲法は、（他の方法で、あらゆる団体やあらゆる形式の組織を取扱っていないが）、政党に関しては一言も述べていないか、あるいは、角の方で、しかも否定的に述べているにすぎ

ない。政党の政治権力は、比例代表制に依拠していた。この比例代表制は、一方では、議会における各党の数学的平等を保障し、他方では、党官僚制の影響力を強化した。政党の支配するこの制度は、十分に機能しえなかった。なぜなら、第一に、全体主義政党は議会制民主主義に適合しないし、第二に、ラディカルな全体主義政党は、議会主義的ゲームのルールを容認しなかったからである。

憲法は、地方自治、産業自治によって、議会主義を定着させようと努力したし、また、議会を救おうと努力した。〔しかし、〕ドイツの地方自治は、イギリスの地方自治とは異なっている。というのも、イギリスでは、労働党が政治場裡に登場して以来、確かに中央政府と地方政府との間に幾つかの紛争が生じはしたが、「⁽⁴⁾実際的には、中央政府と地方政府との間に根本的な対立はなかった」からである。ドイツにおいて、もし、地方政府と議会が同じ政治目標を追求していたならば、国内の民主主義が議会制民主主義を支持し、救済しえたはずである。

ドイツ憲法は、労働組合と雇用者組織とによって行われるべき新たな自治形式〔に関する条項〕を付加した。労働組合は、165条において認められている。労働組合は、雇用者と共同歩調をとりながら、工業生産の発達に協力する任務を有している。条項には、「両者の組織およびその協定は、認められる」と記されている。この憲法命題によって、労働組合は、ほとんどの国家組織に代表者を送る権利を獲得した。3等級の労働裁判所のどの裁判所の構成員にも、労働組合の代表者と、もちろん、それと同数の雇用者組織の代表者が含まれていた。労働組合の代表者は、社会保障会議、仲裁裁判所、全国石炭・カリウム委員会、全国経済評議会等に議席を得た。〔しかし、〕こうした代表者の全ては、労働者階級によって選出された者ではなく、労働組合から派遣された者であった。それゆえ、〔これは、〕政治的民主主義を国民大衆に定着させるための新しい形式の民主主義、すなわち、集産民主主義と呼びうるものである。この集産民主主義は、イタリアのように職能国家を生み出さなかった。なぜなら、全ての政治

権力は、ライヒ議会に集中され、労働組合は、国家の影響力から法的に独立していたからである。全国経済評議会は、立法機関ではなかったのである。

憲法の第2編は基本権を取扱っている。それは、国家と国民との関係を規定し、ライヒの任務を記載している。

ライヒの決定的な目的とは何であったか。すでに考察したように、それは、ボルシェビズムを阻止するという、消極的な目的であった。ライヒの積極的な目的を思い出すことは極めて困難である。それゆえ、多くの起草者は、ドイツ憲法には主要な基本原理がないと思っている。

基本権は、以下の4種類に区別される。すなわち、人格的自由の権利（居住や身体的自由）、政治的自由の権利（言論や集会の自由）、資本主義的自由の権利（財産や契約や貿易の自由）、社会主義的自由（労働者階級の解放を保障する全ての権利）。最初の3種類の権利はよく知られている。それらは、ほとんど全ての近代憲法にみられる。権利の平等と政治的自由の双方が、民主主義を構成する。なぜなら、政治的自由は、国家意志の創造を意味するからである。政治的自由がなければ、民主主義は存在しない。

しかしながら、第4種の権利は、全く新しい権利である。159条は、経済的目的のための結社の自由を保障し、165条は、労働組合とその共同協定を認め、156条は、国家に産業を社会化する権限を与え、162条は、あらゆる種類の社会保障を提供する義務を国家に課している。最初の3種類の権利の法的保護と比較するならば、第4種の権利に付された法的保護は、驚く程大きい。最初の3種類の権利は、主として国家行為を制限し、私人の行為を削減しない（115条の言論の自由を除いて）のに対し、第4種の権利は、私法の範囲内において個人にも制限を課す。労働者が組合に所属しないことを認める協定は、憲法上、無効である。他方、最初の3種類の権利が、大統領の緊急命令によって停止されうる（48条）のに対し、第4種の権利は、緊急権の効力を受けない。

この第4種の基本権は、「社会民主主義」（社会主義的民主主義ではない）、すなわち、財産の自由だけではなく、労働者階級の経済的自由にも基礎をもつ民

主義を発展させるために、意図された権利である。資本主義と社会主義との妥協が考えられたのである。憲法は、明白に、私有財産は権力、すなわち、人に対する権力と物に対する権力を含むということ、労働者は生産手段から排除されているということ、労働者は唯一つの生産手段、すなわち、自らの労働を所有しているにすぎないということ、しかし、労働者は、この資本主義的生産手段をもって初めて自らの労働力を使用しうるにすぎないということを認めた。〔しかし、〕また、その私的所有は、労働者を束縛する効果を持っている。労働者は、個人的領域外の一連の諸関係の中に強引に押し込められ、自分の主人である雇用者と契約を結ばなければならない。ドイツ憲法は、従者を、その主人と真に平等なパートナーにするため、従者と主人の関係に、国家ないし組織された社会が直接介入することを認める規定を創設した。

Ⅱ ワイマール憲法の社会構造

この制度は、経済危機が生じない限りにおいて、社会主義と資本主義との間のどこかに存在することができた。1924—1928年の俄景気の間、ドイツの社会事業は厩大なものになっていった。「保障の幻想」は完全な幻想となった。生活水準は、全ての人々にとって、更には、失業者にとっても向上した。

しかし、資本主義、すなわち、全ての非社会主義国における真の権力保持者は、ただ、ある点まで、すなわち、利潤がなくなる点まで社会的譲歩を行うことができるだけであった。この限度に達すれば、資本主義は、組織化された労働組合が国家を統制したり、社会進歩のために権力を行使したりすることを阻止するために、いかなる事でも行うであろう。〔それゆえ、〕ドイツに関しては、以下のように補足しなければならない。国家を資本主義のために確保せんとして、社会的進歩を押しとどめることは不十分であった。すなわち、逆行的運動が必要であったし、また、国家の全ての力は、資本主義を救済するために用いられなければならないと。

1931年でも、なお、社会事業に対する総支出は以下の如くであった。

社会保障……………	4040000000 RM
失業保障……………	2318000000 RM
戦争犠牲者……………	1300000000 RM
公共救済……………	2000000000 RM
総計	9658000000 RM
	(4800000000 ポンド)

自由競争が存在せず、レッセ=フェールの経済原則が独占構造によって抑圧されている場合、国家干渉は、何らかの形で常に必要である。社会主義政府を擁する国家は、その権力を、課税ないし社会化によって、富の新しい配分を行うために使用するであろうし、また、使用するにちがいないことを、資本主義は知っていた。「新しい階級が政治権力に達するということは、常に、遅かれ早かれ、社会革命と同義であるということ、また、社会革命に固有な特徴は、常に、経済力の再配分であるということ」⁽⁵⁾を資本主義は知っていた。

それゆえ、全ての反動的政党の努力は、唯一つの点、すなわち、議会制民主主義、労働者解放のための憲法上の規定を破壊することに集中された。そして、それは成功した。その成功の原因は、憲法の枠組と憲法の実践が、その破壊を促進したからであり、また、ワイマール体制の唯一の擁護者である社会民主党と労働組合が弱体化したからである。ヒンデンブルクが〔大統領に〕当選して以後、カトリックを含む全てのブルジョア階級は、一致して、「大統領に全ての権力を」というスローガンに固執した。大統領と議会主義的集団が議会制民主主義の没落に責任をもっていることは、疑いえないことである。

議会は、その権威を保持することに熱心ではなかった。議会は、権力、権威、威厳を徐々に失った。「立法府は、直接的に統治するには、まさにその性質上、不適当である」⁽⁶⁾というラスキの逆説的定式化が、おそらく、当てはまるであろう。

人間生活のほとんど全ての領域に介入する、〔その意味において〕まさしく、

決して自由主義的ではない国家において、議会は、その立法機能を遂行するには不適當である、と言える。しかし、もしそうであるのならば、議会は、他の立法機関を設立し、満足に行くように、内外の政治に関する主要原則を議論する義務を有する。しかし、もし、議会在が真の主権者であるような態度を取っていても、実際には、種々な私的・公的組織が議会議から立法権を奪っているならば、そのことは、議会議主権の破壊を意味する。1923年以来、ドイツ議会議は、かつて以上に、内閣に緊急権を与えてきている（授權法）。ほとんどの重要な法律は、ライヒ議会議で作成されたものではなく、大臣によって作成されたものである。それに加えて、議会議は、一般原則を作ることに満足し、その適用を各大臣〔の自由裁量〕に委ねたので、しばしば、議会議立法が二、三条から成っているのに対し、各大臣によって発せられた政令の運用に関する重要な細則は、数百項目にのぼった。結局、1930年以降、議会議立法は大統領立法（48条）にとって代られた。憲法の原文に従えば、大統領は緊急立法権を有していなかった。大統領には、ただ、公共の安全と秩序を確保するために、個々の政治行為をなす権限が与えられていただけである。大統領の権力とは、軍事力と警察権力のみであった。しかし、1930年9月以降、大統領は、真の唯一の立法者となった。これら三つの事実が、議会議の権威を破壊した。

こうした展開は、官僚、特に行政官僚の地位を高めた。各省の官吏の主要な目的は、「その長の困難を救うこと」である⁽⁷⁾という意見は、ドイツには当てはまらない。むしろ、法哲学教授で、社会主義的な元司法大臣のグスタフ・ラートブルフが折にふれて確認したこと、すなわち、「大臣は交代するが次官は常に残る」という見解が当てはまる。共和国の14年間に、ライヒ各省の何百という高級官僚の中で、ほんの約12人が社会民主黨員であったことは留意されなければならない。行政官僚の主要な目的は、社会進歩をできるだけ抑制し、軍国主義的・資本主義的・反動的伝統との断絶を軽減することにあった。

かくして、議会議が大臣や官僚を規制することができなかつたため、民主主義の枠内に反国家が創出された。このことには、三つの主要な原因があつた。行

政をコントロールする最も重要な手段は、不信任を宣言し、大臣を辞任に追いこませることである。しかし、ドイツにおいて組閣は困難を極める作業であって、諸政党が、紛糾する意見の調整に成功したならば、それでよしとしなければならなかったため、誰も、不信任決議によって内閣の寿命をおびやかそうなど考えなかった。この重要な手段（この手段をもって議会は初めてその主権を主張しうるのであるが）は、かくして、ドイツでは一度もうまく用いられなかった。さらに、連立内閣というまさにその性格が、議会主義的コントロールを無効にした。なぜなら、この内閣には、野党の反対が存在しなかったからである。ドイツ議会の野党は、ゲームのルールに従う議会主義的野党ではなかった。それゆえ、野党の批判は無視され、連立諸政党は、自党の大臣を批判しえなかった。結局、各大臣の仕事量が日々増大した。内閣は——あらゆる現代国家においてそうであるように——議会主義的^{〔*4〕}コントロールが技術的に不可能となる程の業務に忙殺された。

この全体的な展開の結果は、民主主義と社会進歩に反して、法を制定し、支配する、何ものからも規制されない官僚制の権力の増大であった。高級官僚や一般官吏だけでなく、裁判官も、国家内の組織的反権力、すなわち、反国家の一部を形成した。イギリスでは、裁判官は公務員でも国王の機関でもない。すなわち、裁判官は、「公務員と同じ意味では、雇用されているのではない」⁽⁸⁾。ドイツでは、まさにそうではなかった。確かにドイツでは、裁判官は、形式的には独立しているが、しかし、実際には、彼等は公務員にすぎない。彼等は、各人の信念に依拠するのではなく、彼等の「社会意識」、各人の政治的・宗教的・社会的結合に、すなわち、社会進歩、「高給を得る」労働者、労働者階級の解放を憎む全ての集団に、依拠している。自由主義イデオロギーに従えば、裁判官は、法の代弁者 (la bouche de la loi) にすぎず、判決は理性の問題であり、裁判官は訴訟の具体的事実に一連の厳密な規則を適用する以外の何事もしない⁽⁹⁾。しかし、ドイツの司法は、従来、政治の問題であった。

ドイツの司法は、1919年以来、二つの重要な変化を被っていた。第一に、裁

判官の自由裁量という理論が支配的となった。裁判官は、実際的には、その自由裁量権に基づき、「法を破る」ことなく、民法典の中の多くの規則を、特に、労働者階級に利する規則を廃棄した。⁽¹⁰⁾しかし、そのこととは別に、ドイツの裁判官は、1919年以後、司法統制権限を前提としたライヒ議会とは別の、一種の上院を形成した。議会によって制定された諸法律は、各裁判官によって、憲法との適合性に基づき審査された。もっとも、ビスマルク憲法下では、いかなる裁判官もそれをなしえなかったのであるが。財産や契約の自由に介入する多くの法律は、憲法違反とされた。それゆえ、ドイツ司法は、アメリカの制度に接近し、基本権は、アメリカ合衆国憲法における「法の正当な過程」の役割を果たした。⁽¹¹⁾

しかし、官僚制が新しい地位を獲得しただけでなく、同時に、官僚制の影響力を中和化し、議会を一般大衆の中に定着させ、議会の救済を意図した地方自治や産業自治の制度も、破壊されたのである。私は、ドイツにおける地方政府が常に中央政府の対立物であったことを、すでに指摘した。地方政府（の官僚制）^{〔*5〕}は常に一種の地域社会主義を作り出そうとしていたのであるが、議会においては、社会民主党の影響力は常に一定していなかった。それゆえ、地方政府と中央政府は議会において互に対立していた。そして、もちろん、中央政府は、その財力によって、その闘争に勝利した。他方、各地方政府は、地方議会から最も重要な行政サービス事業（ガス・水道・電力・運輸事業）を奪うことによって、自治を破壊した。各都市は、公共制度の任務を継承した有限会社を設立することに誇りを持った。都市だけでなく、ライヒや諸邦においても、主要なサービス事業は、多かれ少なかれ、私的なものとなり、政治規制を受けなくなった。現在のプロイセン邦大蔵大臣ポピッツ氏は、この発展をポリクラシーと呼んでいる。

産業自治は完全に失敗した。ここで、労働組合の全ての誤りを記述することは不可能であるが、要点は、労働組合がその自由と独立を失ったという点である。法律上、労働組合は、国家から完全に独立していた（159条と165条）。しかし、実際には、労働組合は、国家に依存し、その本来の機能を失っていた。

労働組合は、第一に、賃金を上げることが目的としたカルテル組織である。次に、労働組合は、労働者の相互扶助を行う共同組織である。そして、最後に、労働組合は、国家に対して労働者を代表する目的をもった同業者組合組織である。労働組合は、少しずつ、その第一の機能を失って行った。自由な共同賃金協定は姿を消し、国家自体が賃金を決定するようになった。ストライキがなくなった。1931年には、事実、攻撃的なストライキは全く行われなかった。自由労働組合のわずか14万6000人の組合員がストライキとロックアウトに参加しただけであった。1930年のあらゆる種類の労働争議に対する出費は、総経費2億3165万5000マルク中、988万7000マルクであり、1931年の出費は、総経費1億8430万6000マルク中、1059万5000マルクであった。経済危機が増大するにつれて、組合員に見合った救済措置は減少して行った。

かくして、労働組合は、何千何百という国家組織の中の、労働者階級を代表するギルド組織同然のものとなった。ドイツがファシスト国家になるにつれて、労働組合はその自由を失って行った。そして最後には、労働組合は、社会民主党との関係を廃棄し、国民社会主義への併合を回避するという虚偽の希望をもって、新しいファシスト・イデオロギーを形成しようとしたのである。

Ⅲ ドイツ民主主義の崩壊

1931年から、ライヒ権力は分解した。ドイツに独裁の機が熟したのである。
〔当時〕以下のような勢力が存在していた。

- 軍隊と大統領と警察
- 官吏と高級官僚
- 産業と大土地所有
- 教会とライヒ諸邦
- 社会民主党と労働組合
- 共産主義者

—— 国民社会主義政党とその私的軍隊・加盟組織。

経済危機は甚大であった。失業者の数は日々増大した。1929年には13.3%，1931年には34.7%，1932年の2月と3月には、45%の自由労働組合の組合員が失業し、その残りの者は、大部分、短縮労働に従事した。1932年末には、既成労働組合の96%の組合員が失業した。

1928年と1929年には、まだ、賃金の上昇があった。すなわち、1928年に6.9%，1929年に3.8%の上昇があった。1930年には、賃金と労働条件は変化しなかった。しかし、1931年に、賃金は17%削減され、1932年には、再びかなりの削減が行われた。

ドイツの産業は、ほとんど独占企業であった。この国の産業のほぼ50%がカルテルとトラストに組み込まれている。レッセ＝フェールの経済原則は、すでにその力を失っていた。大規模に進行する合理化過程は、巨額な投資（それは、消却されて、利潤をもたらさなければならない）を帰結した。産業は、国家援助があって初めて存在しえた。この援助は、関税、補助金、（ロシアへの）輸出保障、カルテル制度の維持に与えられた。

農民は、1923年のインフレによって負債から解放されていたけれども、このことで再び負債を負うことになった。また、大荘園所有者は、大規模な国家補助金（東方救済）によって初めて存在しえた。

インフレによって窮乏していた中産階級は、1924年から1929年までの間に、回復していた。しかし、経済危機と、それに起因した購買力の減退が、再び中産階級を、崩壊の恐怖にさらした。

学生達の状況は希望のないものだった。学生数は日々増大したが、彼等が就くことのできる仕事の数は減少した。かつてブルジョアジーの特権であったプロイセン政府内の多くの地位は、労働者階級の人々、すなわち、社会民主党や労働組合員によって占められた。

ブリューニング、フォン・パーペン、シュライヒャーの統治の難点に関しては、詳しく『ポリティカル・クォータリー』の中で示されている。社会民主

党は弱体化した。社会民主党の黨員数は、確かに約 100 万人で一定していたけれども、たび重なる選挙で、党の財力が逼迫していた。1930年 9 月 14 日以降の、「小悪」の政策、寛容の政策は、この党を、懐柔する政党から懐柔される政党へと変化させた。1932年 7 月 20 日のクーデターは、大衆を失望させ、「鉄戦線」、すなわち、社会民主党と労働組合と労働者体育協会の連合体に対する大衆の信頼を失わせた。大衆は、ブリューニングが彼自身の（不明瞭な）目的のために自分達を利用していると、直感的に感じとった。そして大衆は正しかった。保守系のライヒ労働委員ゲレケ博士の訴訟において、ブリューニングの不審な政策が暴露された。彼の親友で元大臣のトレビラスは、証人としてブリューニングのねらいはヒンデンブルクの大統領選挙のために社会民主党の援助を獲得することであり、次いで、社会民主党の援助を得ることによって内外のあらゆる政治的困難（賃金の削減、賠償、再軍備）を除去し、その後、国民社会主義政党との連合を形成することである、と認めた。事実、一時的に、ブリューニングは成功した。彼は、社会民主党の援助を得て、社会的支出を削減し、賃金を引下げ、国民主義的政策を施行した——そして、その時、ヒトラーが登場したのである。

社会主義的労働組合は、確かに、まだ数の上では強力であった（1931年：441万7000人の組合員）。しかし、失業と失望、そして組合官僚（彼等は、給料を出せなかったので、強い抵抗を恐れていた）が、組合の自由、独立、廉潔を奪っていた。^{〔*6〕} 組合官僚の大きな過ちは、経済的民主主義は政治的民主主義なしでも可能だと信じたことであった。

共産党の果たした運命的な役割は、よく知られている。共産党は、議会制民主主義を破壊することによって革命状況を作り出し、次いで、ボルシェビキ独裁を樹立せんと望んだ。共産党は、「社会ファシスト」（共産党は社会民主党と労働組合を「社会ファシスト」と呼び批判した）に対する戦いにおいて、客観的に国民社会主義政党に手を貸した。このことは、プロイセンのオットー・ブラウ内閣に対する不信任動議の半分が共産党によって提起され国民主義者に

よって支持されたという事実、そして、他の半分が国民主義者によって提起され、共産党によって支持されたという事実〔から明らか〕である。共産党は、プロイセン邦議会を崩壊させる国民投票において、国民主義者と手を組んだ。すなわち、共産党は、国民社会主義細胞とともに、労働組合や社会民主党系の地方政府をもつ都市に反対してストライキを組織したし、また、ベルサイユの鉄鎖からの解放や、国外で抑圧されているドイツ人少数派の解放のために、国民社会主義者の国粋的スローガンを継承さえした。

国民社会主義政党（この政党の発展に関しては、ここでは記述しえない）は、結局、以下の諸集団を統合した。

- 社会民主主義、労働組合、議会議主義と称する全てのもの、また、社会進歩の立憲的基礎となる全てのもの、を嫌悪する産業家達。
- プロレタリアート化に対して恐怖心を抱き、合理化の進行とともにその数を増してきたホワイト・カラー労働者。
- 自らの経済的困窮の唯一の原因を、金融資本、百貨店、消費組合、ユダヤ人であると信じて、「商業中間層闘争同盟」を形成した中間層。
- 労働者の比較的高額の給料や失業保険に対して憎悪と羨望をもってみる農民達。
- 民主主義や議会を「非ドイツ的」とみなし、社会民主党と労働組合を、ベルサイユ条約やドーゾ案、ヤング案の作成者として憎悪する学生達。
- 最後に、失うべき何物も持っていないルンペン・プロレタリアート。

シュライヒャー内閣は、彼が東プロイセンの大土地所有者救済のために補助金（東方救済）を捻出しようとしたので、崩壊した。ヒトラーは、パーペンやヒンデンブルクと手を組むことにより、シュライヒャーの後継者となった。

抵抗は不可能であった。抵抗した唯一の勢力は、社会民主党、労働組合、共産党であった。プロテスタント（ルター派）教会は、伝統的に、ナショナルステイックであり反動的であった。カソリック教会は、固有の政治信念を持っていなかったし、また、主張もしなかった。なるほど、カソリック教会は、中央党と

関係していた。しかし、その関係は、教会が中央党を公認する程、親密であったわけではない。ドイツの全ての人々は、カソリック教会がその信仰の自由と財産の保全を許容するいかなる政府とも妥協するであろうことを知っていた。

しかし、なぜ、南部諸邦は抵抗しなかったのか。その理由は、南部諸邦の力が常に過大評価されたからである。南部諸邦は、1923年に、エーベルト大統領に対して反対したように、弱い民主主義に対しては抵抗しえたのであるが、激しい攻撃をかかわすことはできえなかったのである。多くの社会民主党員でさえ、バイエルン人民党や皇位をねらうルップレヒト、ドイツの南北分離〔問題〕を支持し、あえて国民社会主義と闘おうとはしなかったのである。

大学も、あえて抵抗しようとはしなかった。むしろ逆に、大学は、学生の中のいる議会制民主主義の観念を破壊することに大きく貢献していた。憲法の教授達は、議会制民主主義に対する容赦ない敵対者であった。エーベルト、ブリューニング、パーペン、シュライヒャー、そして今、ヒトラーの下で、一貫して〔憲法の〕専門家という立場から仕え、また、憲法を美的観点からのみ把えるカール・シュミット教授の絶大なる影響力は、自由・議会、そして、いわゆる「西欧民主主義」を蔑視することに大いに貢献した^{〔*7〕}。

労働者の使用しうる唯一の武器は、ゼネストであった。もちろん、ゼネストは、失業者が800万人に達したときには、武器として不適當であった。さらに、社会主義と資本主義との間に軋轢があったので、ゼネストを行えば内乱になっていたであろう。〔また、〕いかなる社会主義者も、ワイマール憲法を擁護するために、内乱に参加することはなかったであろう。すなわち、社会主義者は、社会主義を達成するためにのみ、こうした闘争に参加したであろう。もちろん、その場合には、労働者は、他の全ての社会諸勢力——軍隊、警察、ナチス党員、黒シャツ党員〔=イタリア国粹党員〕、鉄兜団、全ブルジョアジー、ライヒ諸邦、教会——を敵にまわすことになったであろう。にもかかわらず、労働組合は闘うべきであったという問題、すなわち、英雄的な破滅の方が、何の抵抗もせず黙って屈服するよりも、民主主義と社会主義の大義を救うことに役立ったので

はないかという問題に答えることは、私の任ではない。しかし、自由と民主主義の運命が決定したのは、（巨大な経済危機と）2年間の「必要悪の政策」の後であったことに間違いはない。ドイツ民主主義は、自滅したのであり、また、同時に、殺されたのである。この民主主義者なき民主主義は、1933年1月30日のヒトラー首相指名とともに終焉した。

IV 国民社会主義の社会的意義

国民社会主義革命は、独占資本と大土地所有者による反革命であるという命題が、ここに証明されなければならない。ヒトラー指名以後を、以下の3段階に区分することができる。

- (1) ライヒ議会の炎上した（放火された）2月28日までの時期。
- (2) フーゲンベルク辞任までの時期。
- (3) 権力の安定とヒトラー政府の社会・経済目的の露見。

第一段階では、それほど驚くべき事件はなかった。大きな変化が生じたのは、ライヒ議会在焼失した2月28日である。その日の夜、共産党に対する弾圧が始まり、全ての社会主義新聞が禁止された。大統領の緊急命令によって、憲法で保障された自由権が停止された。何千という共産主義者が強制収容所に送られた。にもかかわらず、3月5日の選挙では、国民社会主義政党は、過半数を獲得できなかった。しかし、共産主義者の投票は無効であると宣言されるや、国民社会主義者、ナショナリスト、カソリック教徒による有効多数が形成され、このことが、議会なしに法律を作る権限、まさに、憲法を改正する権限を、ヒトラーに与えた。立法に対する大統領の同意は不必要となり、かくして、内閣が、唯一の立法者となった。閣内で恐れられた唯一人の人物は、フーゲンベルク博士であった。この内閣の一員は、個人的に、政治的・経済的実力を持ち、私的軍隊、多くの新聞社、ほぼ全ての映画会社を意のままに動かしている人間であった。

第二の段階で、国民社会主義は、その地位を強化することができた。強制的均質化によって、ほとんど全ての大衆組織が、国民社会主義権力に統合され、その手先となった。国民社会主義は、その権力を強化するため、何千何百という会社や組織に執行委員（腹心の部下）を配置した。もちろん、その結果は、経済制度の不安定と無秩序であった。そして、その責任を、フーゲンベルクが負わされた。5月2日には、労働組合が弾圧された。もちろん、この問題に関して、閣内の意見統一はできていなかった。フーゲンベルクは、労働組合の禁止を主張したが、例外として、黄犬契約による御用組合の存続を承認すべきであると主張した。この意見の不一致によって、法律が可決されなかったもので、革命という手段が採用され、労働組合が除去された。^{〔*8〕}この除去の意味するものは、国民社会主義権力の樹立であった。すなわち、全体主義政党に支配された全体主義国家への第一歩であった。その第二歩では、社会主義政党が禁止され、その財産が没収され、中央党が自壊し、他の諸政党がそれに続いた。そして、ついに、今や、新党形成を禁止する7月14日の法律によって、国民社会主義政党が唯一の合法政党となったのである。

強制的均質化の過程は、フーゲンベルクの辞任をもって終わった。彼の辞任は、ドイツの経済政策に関する閣内での意見対立によるものであると、公表されたけれども、それをまともに受けとることは大きな誤りであろう。フーゲンベルクの自給自足政策は、彼の後継者であるシュミット博士の計画よりも国民社会主義政党の綱領に一層適合していた。フーゲンベルクの失脚と同時に、ヒトラーは、彼の真の社会・経済目標を明らかにした。彼の有名なベルヒスガーデンでの演説が、この革命に終止符を打った。新たに形成された全国経済会議は、企業家達と唯一人の労働者代表レイ博士によって構成されたが、この人物は、ドイツ労働戦線の指導者であって、労働者の真の代表者とはとても考えられるような人物ではなかった。5月19日と6月13日の政令によって設立された、13人から成る「労働者評議員」（労働代表者組織）制度は、労働組合から集団協定を行う権利を奪った。1人、2人の例外はあるが、ほとんどの「労働

者評議員」は雇用者組織の顧問弁護士であった。その彼等が、賃金や労働条件を決定するのである。レイ博士の声明によれば、ドイツ労働組合の唯一の任務は、組合員の教育である。この任務を遂行することによって、全ての社会主義者、共産主義者、労働組合員の「一掃された」労働者評議会（かつて、この評議会は種々な点で企業家の社会権力を制限したのであるが）が、「再編」されるべきである。今や、この評議会は、労働者と事務職員と企業家——企業家が〔この評議会の〕議長となる——によって構成されるべきである、と。

「商業中間層闘争同盟」は、「この同盟の存在理由は、国民社会主義的な経済相の就任をもって消失した」（『フランクフルト新聞』、582—584号、8月8日）という理由で、レイ博士により解体させられた。

シュミット博士の就任以来、全ての執行委員、さらには、ユダヤ人の会社の執行委員さえも、撤退した。ヒトラー氏の代理人ヘス氏は、経済問題への全ての介入を禁止する命令を発した（『フランクフルト新聞』、585—587号、8月9日）。新しい大臣は、ドイツ産業の国有化さえ停止させた。「労働者評議員」は、全てのストライキを禁止した。新農業相ダレ博士は、「土地所有は、それがいかに大きいものであろうとも、侵害されることはない」と公式に明言した。ラインラント地方とウェストファリア地方の党管区長は、全ての経済権力をテッセン氏に与えた。〔それゆえ、〕ドイツの最も重要な工業地区に関するテッセン氏の諸決定に対しては、いかなる異議も許されない。

7月15日の新カルテル法は、国民社会主義の真の経済的意図を明らかにした。今や、経済相は、強制カルテルを形成し、新企業の形成ないし既存企業の拡大を禁止する権限を持つようになった。

ドイツ国民社会主義は、身分国家というマスクをかぶっているが、その実体は、独占企業と大土地所有者の独裁以外の何物でもない。

〔原註〕

- (1) G. P. Gooch, *Political Thought in England from Bacon to Halifax*, Home University Library No. 96, S. 7 und 20 (neupubliziert London 1960).

- (2) *Der Dolchstoßprozeß in München*, München 1925, S. 224 参照。
- (3) Harold J. Laski, *Political Thought in England from Locke to Bentham*, Home University Library No. 121, S. 127 (neupubliziert London 1961)〔堀豊彦・飯坂良明訳『イギリス政治思想——ロックからベンサムまで——』岩波書店, 1963年〕。
- (4) Jennings, *Principles of Local Government*, London 1931, S. 28.
- (5) Harold J. Laski, *Democracy in Crisis*, London 1932, S. 54.
- (6) Ebenda, S. 81.
- (7) Ebenda, S. 102.
- (8) William A. Robson, *Justice and Administrative Law*, London 1928, S. 44.
- (9) 法律の明白な意味をその反対のものに変える裁判官の技術的可能性は、ここでは取扱われえない。
- (10) 拙著, *Die politische und soziale Bedeutung der arbeitsgerichtlichen Rechtsprechung*, Berlin 1928 参照。
- (11) ドイツに関しては、拙稿, Gegen ein Gesetz zur Nachprüfung der Verfassungsmaßigkeit von Reichsgesetzen, in: *Die Gesellschaft*, Bd. VI (1929) を、アメリカ合衆国に関しては、W. I. Heyting, *Anglo-American Conception of Due Process of Law*, 1932 を参照せよ。

〔訳註〕

- 〔*1〕 本稿は、Franz L. Neumann, The Decay of German Democracy, in: *The Political Quarterly*, Vol. 4/1933, No. 4/October-December 1933, p. 525-543 の翻訳である。この論文は、また、Sabine Gwinner と Alfous Söllner とによってドイツ語に翻訳され、Franz L. Neumann: *Wirtschaft, Staat, Demokratie Aufsätze 1930-1954* (Herausgegeben von Alfons Söllner), Suhrkamp Verlag, Frankfurt am Main 1978 に収められている。それゆえ、本稿は、まず英語版で訳出し、次いで、それを独語版と照合した。しかし、H. S. ヒューズの言うように、「中央ヨーロッパからの移住者の大ていのもと同様、ノイマンも英文を平易に書こうとしなかった」(『大変貌』荒川幾男・生松敬三訳、みすず書房、17ページ) こと、著者の母国語がドイツ語であることを考慮して、論文の構成や語句に関しては、独語版に依拠した。ただし、独語版と英語版とで、重大な差異のある場合には、訳註で、その点を明確にしている。
- 〔*2〕 A. ローゼンベルクは、グレーナーの陳述の真実性を否定している(『ワイマール共和国史』吉田輝夫訳、東邦出版、269—270ページ)が、ノイマンは、「客観的、

主観的事実によって確証される」として、ローゼンベルクの意見に反対している（『ビヒモス』岡本・小野・加藤訳、みすず書房、37ページ註19）。

〔*3〕 *legistlate* (p. 532)→*regieren* (S. 111)

〔*4〕 *permanent control* (p. 534)→*parlamentarische Kontrolle* (S. 113)

〔*5〕 *municipal bureaucracy* (p. 535)→*Kommune* (S. 114)

〔*6〕 *their bureaucracy, which had very much to lose in case of resistance* (p. 538)→*die Gewerkschaftsbürokratie, die den aktiven Widerstand scheute, un keine Pfründe aufgeben zu müssen* (S. 117). また、英語版では、その後に、*and the hundreds and thousands of positions they had acquired in the State* とあるが、独語版では削除されている。

〔*7〕 ノイマンは、『ビヒモス』の中で、「国民社会主義は20年代と30年代初期にかけて、たんに、民主主義の無価値を証明したり、それに代るもの——君主制独裁あるいはそれ以外の何か——を提供したりすることに着手したにすぎないと、もし考えるとしたら、それは誤りであろう。それとは全く反対に、それは民主主義の救済者として大手をふって闊歩していた」と述べ、「このペテンのイデオロギー主張者」こそ「カール・シュミット」であるとし、シュミットのワイマール期の説を詳細に説明している（前掲訳書、43—46ページ）。また、ノイマンは、他の多くの箇所でもシュミットを引用しているが、その文脈は、「国民社会主義憲法学者の中で最も知的でしっかりしたカール・シュミット」（49ページ）とか、「国民社会主義教説の再公式化に〔対する〕決定的な貢献は、ここでもカール・シュミットによってなされた」（61ページ）とか、「国民社会主義者の条約改正主義コーラスの中での主導音はカール・シュミットのそれ」（138ページ）といった表現に代表されるように、完全に「ナチスの御用学者」としてのそれである。

〔*8〕 英語版の「革命という……除外された」（p. 542）の部分は、独語版では、「労働組合は、『合併』させられた」（S. 121）とのみ訳されている。

〔付記〕

当初、本稿の末尾に、ノイマンのワイマール分析に関する訳者の小論と、O. キルヒハイマー、D. ケツラーによるノイマン評価の拙訳を付していたのであるが、今回、紙数の関係で、この二つを割愛した。